

平成30年度第2回 千葉県情報公開推進会議
会議次第

日 時：平成30年11月19日（月）
午後1時30分から
場 所：千葉県庁中庁舎1階
総務部審査情報課委員会室

1 開 会

2 議 題

- (1) 千葉県情報公開推進会議の平成29年度活動実績等について（報告）
- (2) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について

千葉県情報公開推進会議委員名簿

委嘱期間：平成29年7月7日（田中委員のみ平成30年7月7日）から平成
31年7月6日まで（2年間）

| 委員の区分 | | 委 員 | |
|----------------------------|-------------|---------------------|---------------------------|
| | | 氏 名 | 役 職 名 |
| 学 識 経 験 者 | 大 学 教 授 | まつむら まさお 松村 雅生 | 日本大学大学院 法務研究科教授 |
| | 弁 護 士 | すえよし とわ 末吉 永久 | 弁護士 |
| | 弁 護 士 | たなか だいすけ 田中 大介 | 弁護士 |
| 住 民 の 代 表 者 | 経 営 者 団 体 | なかはし かずお 中橋 一夫 | 長南町商工会会長 千葉県商工会連合会監事 |
| | 教 育 関 係 団 体 | おおた のりこ 大田 紀子 | 千葉県PTA連絡協議会 会長 |
| | 環 境 団 体 | くわは た かずこ 桑波田 和子 | 環境パートナーシップちば 代表 |
| | 福 祉 団 体 | たみうち じゅんこ 民内 順子 | 中核地域生活支援センター ひだまりセンター長 |

(敬称略)

平成30年度第2回 千葉県情報公開推進会議
会議資料

平成30年11月19日

○ 千葉県情報公開推進会議の活動実績について

1 平成29年度の活動実績

(1) 会議（公開）の開催状況

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等から申出のあった苦情の処理結果の報告などを行っている。

ア 平成29年度第1回会議（平成30年1月22日）

- (ア) 会長の選出及び職務代理者の指定が行われた。
- (イ) 千葉県情報公開推進会議の平成28年度の活動実績並びに開示請求等の運用状況及び情報提供の状況について報告があった。
- (ウ) 千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領の改正について説明があり、質疑があった。
- (エ) 苦情処理調査部会が処理した14件の苦情の処理結果について報告があった。
- (オ) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について説明があり、質疑があった。

(2) 苦情処理調査部会等（非公開）の開催状況

ア 平成29年度の苦情処理状況について

平成29年度は、11件（申出実人数3名）の苦情申出があり、実施機関に是正を求めた事案は7件（苦情事案1、2、4、7、8、10及び11）であった。

- ・ 第1回部会（平成29年6月15日）3件審議（平成28年度申出分）
 - ・ 第1回会議（平成30年1月22日）7件審議（苦情事案1～7）
 - ・ 第2回会議（平成30年3月15日）8件審議（苦情事案1、2及び4～9）
- 参考：平成30年度第1回会議（平成30年7月13日） 6件審議
- | | |
|----------------------|----|
| 平成29年度申出分（苦情事案10、11） | 2件 |
| 平成30年度申出分（苦情事案1～4） | 4件 |

イ 平成29年度に提出された苦情の処理について

苦情処理の検討の結果、実施機関に対し改善の必要が認められる以下の7件について、是正等に関する意見を通知した。

- ・ 苦情事案1 : 決定通知書送付の遅延及び当該通知書の送付用封筒に差出人の記載がないこと
- ・ 苦情事案2 : 決定期限後に開示決定等がされたこと
- ・ 苦情事案4及び7 : 理由附記の不備の訂正の遅延並びに情報公開審査会への理由説明書提出及び異議申立人への理由説明書送付の遅延
- ・ 苦情事案8 : 行政文書開示請求書の交付の際に費用を請求されたこと

- ・ 苦情事案 1 0 : 決定通知書における開示請求日の記載誤り
- ・ 苦情事案 1 1 : 情報公開審査会への諮問の遅延及び審査請求人への諮問通知の遅延

【参考】苦情処理状況（件）

| 年度 処理結果 | H 18 | H 19 | H 20 | H 21 | H 22 | H 23 | H 24 | H 25 | H 26 | H 27 | H 28 | H 29 |
|--------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 実施機関に是正を求めた事案 | 1 | 1 | 6 | 5 | 7 | 6 | 5 | 0 | 2 | 1 | 4 | 7 |
| 実施機関の対応に不適切な点がなかった事案 | 9 | 12 | 19 | 4 | 9 | 16 | 10 | 15 | 4 | 16 | 5 | 3 |
| 行政不服審査法など他制度により処理されるべき事案 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 2 | 0 | 3 | 5 | 1 |
| 取下げの事案 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 処理中の事案 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 年度別苦情件数 | 12 | 16 | 25 | 9 | 16 | 25 | 19 | 17 | 6 | 20 | 14 | 11 |
| （申出実人数）名 | (2) | (2) | (2) | (6) | (2) | (2) | (2) | (1) | (2) | (2) | (3) | (3) |

【参考】情報公開推進会議 苦情処理結果一覧（平成29年度 全11件）

| 件数 | 苦情番号 | 苦情申出日 | 処理結果 通知年月日 | 担当課 | 苦情内容 | 処理結果等 |
|----|------|------------|---------------|---|--|--|
| 1 | 29-1 | 平成29年5月29日 | 平成30年4月3日 | 精神科医療センター | <ul style="list-style-type: none"> 決定通知書の送付が遅い。 送付用封筒に差出人の記載がない。 | <ul style="list-style-type: none"> 決裁終了後速やかに押印し、不服申立人に送付すること 送付用封筒に差出人名を記載すること |
| 2 | 29-2 | 平成29年6月20日 | 平成30年4月3日 | 浦安南高等学校 | 決定期限後に開示決定等を行った。 | 開示決定等を迅速に行うなど、適正な事務処理に努めること |
| 3 | 29-3 | 平成29年8月8日 | 平成30年2月7日 | 医療整備課 | 行政文書不保有の理由を記載しなかった。 | 理由附記の適否については、情報公開審査会の審理により判断されるものであり、推進会議では処理する権限を有しない。 |
| 4 | 29-4 | 平成29年9月3日 | 平成30年4月3日 | <ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉推進課 審査情報課 | <ul style="list-style-type: none"> 理由附記の不備の訂正が遅い。 情報公開審査会への理由説明書の提出が遅い。 異議申立人への理由説明書の送付が遅い。 | (障害者福祉推進課事務処理分) <ul style="list-style-type: none"> 理由附記の不備があった場合は速やかに訂正等をし、開示請求者等に通知すること 理由説明書の提出期限を遵守すること (審査情報課事務処理分) <ul style="list-style-type: none"> 理由説明書を異議申立人へ遅滞なく送付すること |
| 5 | 29-5 | 平成29年9月12日 | 平成30年4月3日 | 教育総務課 | 情報公開審査会への諮問が遅い。 | 諮問に係る事務処理が不適切であったとまでは認められない。 |
| 6 | 29-6 | 平成29年9月12日 | 平成30年4月3日 | 教育総務課 | 補正命令は不適法である。 | 実施機関の事務処理の実質は補正ではなく補充であるが、平成29年9月より補充に改めており、今後遅滞なく諮問が行われることを期待する。 |

| 件数 | 苦情 番号 | 苦情 申出日 | 処理結果 通知年月日 | 担当課 | 苦情内容 | 処理結果 |
|----|----------|-------------|---------------|--|--|--|
| 7 | 29-7 | 平成29年9月24日 | 平成30年4月3日 | <ul style="list-style-type: none"> 障害者福祉推進課 審査情報課 | <ul style="list-style-type: none"> 理由附記の不備の訂正が遅い。 情報公開審査会への理由説明書の提出が遅い。 異議申立人への理由説明書の送付が遅い。 | <p>(障害者福祉推進課事務処理分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由附記の不備があった場合は速やかに訂正等をし、開示請求者等に通知すること 理由説明書の提出期限を遵守すること <p>(審査情報課事務処理分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 理由説明書を異議申立人へ遅滞なく送付すること |
| 8 | 29-8 | 平成29年12月22日 | 平成30年4月3日 | <p>広報県民課 (警察本部)</p> | 開示請求書の写しの交付の際に費用を請求された。 | 費用を請求したことは妥当ではない。 |
| 9 | 29-9 | 平成30年1月10日 | 平成30年4月3日 | <p>総務課 (警察本部)</p> | 公安委員会に対して行った開示請求に対し、警察本部が開示決定等を行った。 | 本件決定は、公安委員会委員長名でなされており、実施機関の事務処理に不適切な点は認められない。 |
| 10 | 29-10 | 平成30年3月6日 | 平成30年7月20日 | <ul style="list-style-type: none"> 精神科医療センター 審査情報課 | 決定通知書における開示請求日の記載誤り | <p>(精神科医療センター事務処理分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 決定通知書等を作成する際には、日付用の記載誤りがないか十分確認すること 決定通知書等の訂正を行う際には、相手方にその旨が分かるような措置をすること <p>(審査情報課事務処理分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開示請求書の電算登録を行う場合、登録内容に誤りがないか十分に確認をすること |
| 11 | 29-11 | 平成30年3月11日 | 平成30年7月20日 | <p>がんセンター</p> | <ul style="list-style-type: none"> 情報公開審査会への諮問が遅い。 審査請求人への諮問通知が遅い。 | <p>審査請求を受け付けた場合には、速やかに、情報公開審査会に諮問を行い、諮問した旨を審査請求人に通知するなど、適正な事務所に努めること</p> |

【参考】情報公開推進会議 苦情申立処理 是正意見を受けた実施機関の改善状況一覧(平成28年度～平成30年度 全16件)

| 件数 | 苦情 番号 | 苦情内容 | 担当課 | 苦情申出日 (同一内容の苦情 申出のみ記載) | 是正通知日 | 改善状況 |
|----|----------|--|----------|------------------------------|------------|----------------------|
| 1 | 29-4 | ・理由附記の不備の訂正の遅延 ・情報公開審査会への理由説明書 提出の遅延 | 障害者福祉推進課 | 平成29年9月3日 | 平成30年4月3日 | 是正通知後、同様の苦情申出 はない |
| 2 | 29-7 | ・理由附記の不備の訂正の遅延 ・情報公開審査会への諮問及び理 由説明書提出の遅延 | 障害者福祉推進課 | 平成29年9月24日 | 平成30年4月3日 | 〃 |
| 3 | 29-4 | 異議申立人への理由説明書 送付の遅延 | 審査情報課 | 平成29年9月3日 | 平成30年4月3日 | 〃 |
| 4 | 29-7 | 異議申立人への理由説明書 送付の遅延 | 審査情報課 | 平成29年9月24日 | 平成30年4月3日 | 〃 |
| 5 | 29-11 | ・情報公開審査会への諮問の遅延 ・審査請求人への諮問通知の遅延 | がんセンター | 平成30年3月11日 | 平成30年7月20日 | 〃 |
| 6 | 30-4 | ・情報公開審査会への諮問の遅延 ・審査請求人への諮問通知の遅延 | がんセンター | 平成30年4月4日 | 平成30年7月20日 | 〃 |
| 7 | 28-2 | 決定通知書の送付の遅延 | 政策法務課 | | | 〃 |
| 8 | 29-10 | 決定通知書における開示請求日 の記載誤り | 審査情報課 | | | 〃 |

| 件数 | 苦情番号 | 苦情内容 | 担当課 | 苦情申出日 (同一内容の苦情 申出のみ記載) | 是正通知日 | 改善状況 |
|----|-------|---|---------------------------|------------------------------|-------|------|
| 9 | 28-4 | 情報公開審査会への諮問の遅延 | 障害福祉課 | | | 〃 |
| 10 | 30-2 | ・決定通知書の施行日欄に施行日 ではなく決定日を記載した ・送付の遅延 | 習志野健康福祉センター | | | 〃 |
| 11 | 30-3 | 送付の遅延 | 松戸健康福祉センター | | | 〃 |
| 12 | 28-8 | 教示文の記載がない | 救急医療センター | | | 〃 |
| 13 | 29-1 | ・決定通知書の送付の遅延 ・送付用封筒に差出人の記載がな い | 精神科医療センター | | | 〃 |
| 14 | 29-10 | 決定通知書における開示請求日 の記載誤り | 精神科医療センター | | | 〃 |
| 15 | 29-2 | 決定期限の徒過 | 浦安南高等学校 | | | 〃 |
| 16 | 29-8 | 開示請求書の写しの交付の際に 費用を徴収された | 広報市民課 (県警情報公開セン ター) | | | 〃 |

開示請求等運用状況について

1 本県の情報公開制度の沿革について

| 年 月 | 事 項 | 説 明 |
|-------------|-----------------------------|--|
| S 6 3 . 1 0 | 千葉県公文書公開条例の施行 | 対象を公文書（決裁・供覧文書）として公開制度を立上げ |
| H 1 0 . 4 | 特例条例の施行 | 千葉県公文書公開条例の非公開条項に対して、実施機関の職員の職・氏名や食糧費の支出に伴う懇談会等の出席者の所属・職・氏名並びに食糧費及びタクシー借上料の債権者の名称等を特例として公開する。 |
| H 1 3 . 4 | 千葉県情報公開条例の施行 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念として「知る権利」「説明する責務」を明記 ・ 対象文書を組織共用文書（電磁的記録を含む。）に拡大 ・ 実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えた（施行はH 1 4 . 4） ・ 「適正請求」の責務に加え、併せて「請求権の濫用禁止」の規定を置いた。 ・ 請求権者を拡大し、実質的に誰でも開示請求できることとした。 ・ 出資法人の情報公開を規定（H 1 4 . 4 各出資法人において制度立上げ。） |
| | 行政資料有償頒布実施要綱の施行 | 県が作成した行政資料を希望者に有償で頒布する制度の立上げ |
| | 県政情報の公表に関する要綱の施行 | 県の主要会議や主要事業の状況を初めとした県政情報を県民に公表する制度の立上げ |
| H 1 3 . 6 | 知事等の交際費の支出に係る情報の公表に関する要綱の制定 | 知事、副知事、出納長の交際費の支出に係る情報の公表の実施 |
| H 1 4 . 4 | 千葉県議会情報公開条例の施行 | 千葉県議会に係る情報公開制度を立上げ |
| H 1 7 . 4 | 千葉県情報公開条例の改正 特例条例の廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開推進会議の設置 ・ 開示請求対象文書の拡大 ・ 審議会等の会議の公開 ・ 特例条例の廃止及びこれに伴う情報公開条例の関係規定の改正 ・ 審査会委員の守秘義務違反に係る罰則の改正 |

| 年 月 | 事 項 | 説 明 |
|--------|-----------------------------|--|
| H28. 4 | 千葉県情報公開条例の改正 | <ul style="list-style-type: none">・ 行政不服審査法の改正に伴う規定の整備・ 審理員制度の適用を除外 |
| | 工事等の金額入り設計書等の写しの交付に関する要領の制定 | 工事等の金額入り設計書について、行政文書開示請求に拠らず、より簡便な方法で提供する制度の立上げ |

2 請求の状況

(1) 請求(申出)の状況

| 年 度 | 27 | 28 | 29 |
|------------|----------|----------|----------|
| 請求件数(うち申出) | 3,454(0) | 1,095(0) | 1,171(1) |
| 決定件数 | 16,823 | 9,311 | 11,156 |

※申出とは、千葉県情報公開条例の開示請求権者以外のものから任意的な開示を求められた場合によるもの。

※請求件数とは、提出された行政文書開示請求書等の件数である。

※決定件数とは、行政文書開示請求等に対して決定された文書の件数である。

(2) 実施機関別決定件数

| 年 度 | | 27 | 28 | 29 |
|---------|----|--------|-------|--------|
| 知事部局 | 件数 | 7,691 | 4,090 | 6,424 |
| | 割合 | 45.7% | 43.9% | 57.6% |
| 教育委員会 | 件数 | 6,578 | 3,946 | 2,955 |
| | 割合 | 39.1% | 42.4% | 26.5% |
| 選挙管理委員会 | 件数 | 35 | 43 | 29 |
| | 割合 | 0.2% | 0.5% | 0.3% |
| 監査委員 | 件数 | 0 | 60 | 7 |
| | 割合 | 0.0% | 0.6% | 0.1% |
| 人事委員会 | 件数 | 1 | 5 | 3 |
| | 割合 | 0.0% | 0.1% | 0.0% |
| 企業土地管理局 | 件数 | 216 | 39 | 176 |
| | 割合 | 1.3% | 0.4% | 1.5% |
| その他 | 件数 | 2,302 | 1,128 | 1,562 |
| | 割合 | 13.7% | 12.1% | 14.0% |
| 合 計 | 件数 | 16,823 | 9,311 | 11,156 |
| | 割合 | 100% | 100% | 100% |

(3) 請求の処理状況

| 年 度 | | 合 計 | 開 示 | 部分開示 | 不開示 | 却 下 | 取下げ |
|-----|----|--------|-------|-------|-------|------|------|
| 27 | 件数 | 16,823 | 8,569 | 7,093 | 1,063 | 7 | 91 |
| | 割合 | 100% | 50.9% | 42.2% | 6.3% | 0.0% | 0.6% |
| 28 | 件数 | 9,311 | 3,254 | 5,244 | 753 | | 60 |
| | 割合 | 100% | 34.9% | 56.3% | 8.1% | | 0.7% |
| 29 | 件数 | 11,156 | 4,315 | 5,921 | 870 | | 50 |
| | 割合 | 100% | 38.7% | 53.1% | 7.8% | | 0.4% |

※平成28年度から、却下は「拒否処分」となり、不開示決定に含まれる。

(4) 決定件数の各県比較

| 年 度 | 27 | 28 | 29 |
|------|--------|--------|--------|
| 千葉県 | 16,823 | 9,311 | 11,156 |
| 茨城県 | 7,388 | 5,066 | 5,555 |
| 栃木県 | 9,477 | 12,408 | 13,346 |
| 群馬県 | 3,657 | 4,616 | 6,977 |
| 埼玉県 | 8,120 | 5,803 | 5,237 |
| 東京都 | 10,441 | 10,771 | 11,858 |
| 神奈川県 | 7,303 | 9,251 | 8,558 |

※東京都は処分件数を1件として計上している。

3 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての状況

| 年 度 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
|-------|----|----|-----|-----|----|
| 知事部局 | 16 | 14 | 22 | 8 | 57 |
| 教育委員会 | 25 | 6 | 132 | 163 | 10 |
| その他 | 3 | 6 | 19 | 23 | 25 |
| 合 計 | 44 | 26 | 173 | 194 | 92 |

(2) 不服申立ての処理状況

| 年 度 | 前年度 未処理 | 新 規 申 立 て | 裁 決 ・ 決 定 等 | | | | | 年 度 末 未 処 理 |
|--------|------------|--------------|-------------|---------|-----|-----|-------|----------------|
| | | | 認 容 | 一 部 認 容 | 棄 却 | 却 下 | 取 下 げ | |
| 平成29年度 | 391 | 92 | 9 | 13 | 9 | 6 | 1 | 445 |
| | | | 38 | | | | | |

本県の県政情報の公表状況について

県民に対する説明責任を全うし、開かれた県政を実現していくためには、開示請求によるまでもなく、県政に関する情報を県民がいつでも見られるようにしておくことが大切である。

そして、大量請求等の問題を経験した本県においては、情報提供を推進することは開示請求制度の円滑な運用のためにも有効な施策であると考えられることから、情報提供施策の一層の推進に取り組む必要がある。

1 県政情報の公表について

県の基本計画、主要事業の状況、県民生活の安全と密接に関係する情報などを県民に積極的に公表するため、「県政情報の公表に関する要綱」を制定し、千葉県文書館において公開している。

平成29年度の公表資料件数は、2,300件となっている。

主なものとしては、

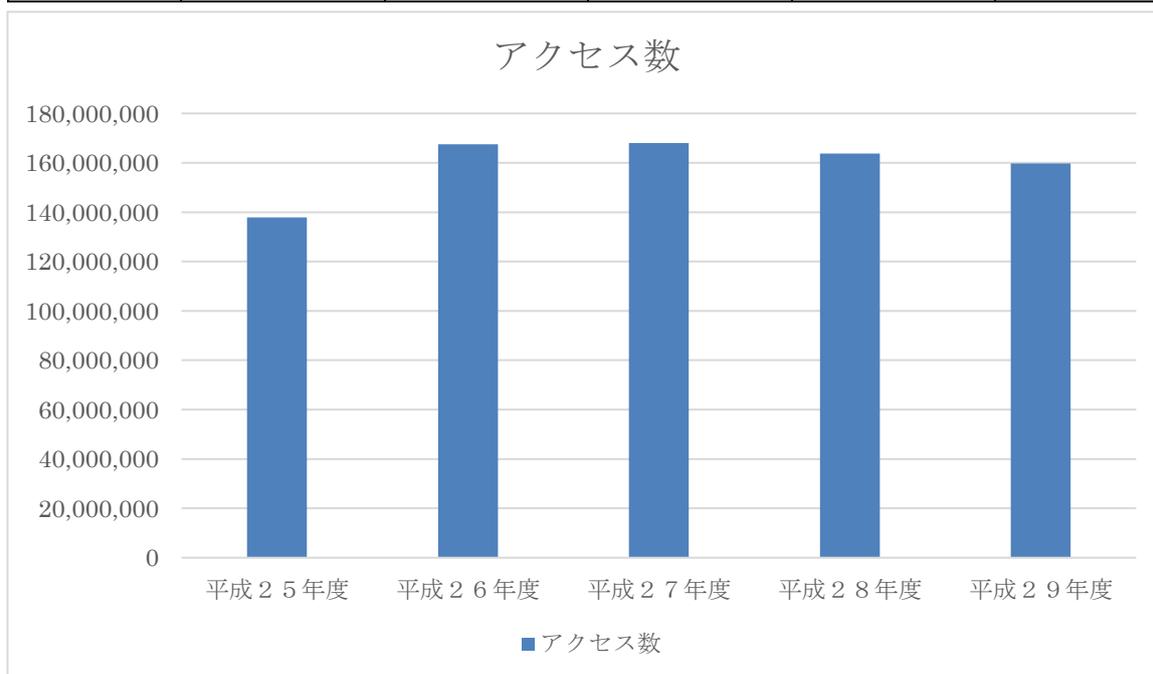
「千葉県内における熱中症による救急搬送状況について」「毎月勤労統計調査地方調査結果月報」「千葉県毎月常住人口調査月報」「千葉県鉱工業指数月報」などである。

県政への透明性を高めるため、重要施策の情報発信やパブリックコメントを通じた積極的な公開のほかにも、徹底した情報公開を進め、県民への説明責任を果たしていくこととしている。

※千葉県ホームページ

千葉県では、重要な媒体であるインターネットによる情報の公表として、千葉県ホームページを平成8年5月に開設している。

| 年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| アクセス数 | 137,831,605 | 167,540,187 | 168,076,979 | 163,748,326 | 159,750,852 |



2 行政資料有償頒布について

「行政資料有償頒布実施要綱」を制定し、県の作成する行政資料を文書館で一般県民向けに販売している。

平成29年度の頒布状況は、275種類の行政資料を販売した。

主なものとしては、「千葉県職員録（平成29年5月1日）」「公用文作成の手引」「平成29年度版 千葉県環境白書」などである。

平成29年度の主な公表情報

| 実施機関又は部局 | 公表件数 | 主な公表資料の名称（文書館行政資料室における公表） |
|----------|-------|---|
| 総務部 | 223 | 知事等交際費執行状況 |
| | | 千葉県情報公開審査会の会議録 |
| | | 千葉県個人情報保護審議会の会議結果 |
| 総合企画部 | 216 | 毎月勤労統計調査地方調査結果月報 |
| | | 千葉県鉱工業指数月報 |
| | | 千葉県毎月常住人口調査月報 |
| 健康福祉部 | 220 | 食中毒の発生について |
| | | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症発生概要について |
| | | 感染症の予防のための情報提供について |
| 環境生活部 | 232 | 光化学スモッグの発令・解除状況 |
| | | 廃棄物処理法に基づく行政処分について |
| | | 消費生活の安定及び向上に向けた県民提案事業の募集について |
| 商工労働部 | 167 | 千葉県企業誘致セミナー2017の開催について |
| | | 旬の観光・レジャー情報 ちばの旅 |
| | | 2017年千葉県観光情報 |
| 農林水産部 | 167 | ちばが旬！販売促進月間について |
| | | 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について |
| | | 千葉県農林水産業振興計画 |
| 県土整備部 | 224 | 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の結果の公表について |
| | | 千葉県土砂災害警戒情報 |
| 防災危機管理部 | 171 | 千葉県内における熱中症による救急搬送状況について |
| | | 「千葉県地震防災戦略」改訂（案）に関する意見募集について |
| 出納局 | 1 | 千葉県財務規則新旧対照表 |
| 水道局 | 34 | 平成30年度水道事業水質検査計画（案）への意見募集について |
| 企業土地管理局 | 9 | 千葉ニュータウン メガソーラー発電所の開所式について |
| 病院局 | 23 | 千葉県立病院新改革プラン |
| 教育庁 | 366 | 学校等における幼児児童生徒の安全確保対策の強化について |
| | | 千葉県教育委員会会議（定例会）議事録 |
| 警察本部 | 67 | 自転車盗多発駐輪場 平成29年上半年期 |
| | | 人身安全関連事案対処体制の運用要領の制定について |
| 人事委員会他 | 180 | 平成29年度千葉県職員採用上級試験等の実施について |
| 計 | 2,300 | |

(平成30年3月31日現在)

主な有償頒布行政資料

平成29年度(平成30年3月31日末現在販売部数の多いもの)

| | 行政資料名 | 作成課 | 販売部数 |
|--------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------------|
| 1 | 千葉県職員録(平成29年5月1日) | 総務課 | 8,978 (38) |
| 2 | 公用文作成の手引(第六次改訂版) | 政策法務課 | 1,935 (37) |
| 3 | 平成29年版 千葉県環境白書 | 環境政策課 | 201 (0) |
| 3 | 平成29年版 千葉県環境白書(資料編) | 環境政策課 | 201 (0) |
| 5 | 平成29年 職員の給与等に関する報告及び勧告 | 人事委員会任用課 | 164 (0) |
| 6 | 千葉県病院名簿(平成29年4月1日現在) | 医療整備課 | 79 (0) |
| 7 | 開発許可制度の解説(都市計画法編) | 都市計画課 | 64 (1) |
| 8 | 防災誌「関東大震災」 | 消防地震防災課 | 54 (2) |
| 9 | 開発許可制度の解説(宅地造成等規制法編・宅地開発事業の基準に関する条例編) | 都市計画課 | 53 (1) |
| 10 | 防災誌「元禄地震」 | 消防地震防災課 | 46 (2) |
| 11 | 千葉県診療所名簿 一般診療所(平成28年6月1日現在) | 医療整備課 | 46 (0) |
| | その他 | | 1,072 (34) |
| 合計 | | 275種類 | 12,893 (115) |
| ※販売部数欄の()書の外数は地域振興事務所等分 | | 販売額 4,666,610円 (ほか地域振興事務所分81,950円) | |

平成28年度（平成29年3月31日末現在販売部数の多いもの）

| | 行政資料名 | 作成課 | 販売部数 |
|--------------------------|--|--|------------------|
| 1 | 千葉県職員録（平成28年5月1日） | 総務課 | 9, 218 (20) |
| 2 | 公用文作成の手引 | 政策法務課 | 3, 401 (105) |
| 3 | 平成28年度版 千葉県環境白書 | 環境政策課 | 288 (0) |
| 3 | 平成28年度版 千葉県環境白書 資料編 | 環境政策課 | 288 (0) |
| 5 | 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成28年版） | 人事委員会任用課 | 171 (0) |
| 6 | 千葉県病院名簿（平成28年4月1日） | 医療整備課 | 139 (1) |
| 7 | 防災誌「元禄地震」 | 消防地震防災課 | 68 (6) |
| 8 | 開発許可制度の解説（宅地造成等規制法編・宅地開発事業の基準に関する条例編）（平成27年9月） | 都市計画課 | 64 (0) |
| 9 | 開発許可制度の解説（都市計画法編）（平成27年9月） | 都市計画課 | 55 (0) |
| 10 | 防災誌「関東大地震」 | 消防地震防災課 | 54 (3) |
| | その他 | | 1, 409 (88) |
| 合計 | | 246種類 | 15, 155 (226) |
| ※販売部数欄の（ ）書の外数は地域振興事務所等分 | | 販売額 5, 382, 440円 (ほか地域振興事務所分72, 890円) | |

情報公開制度の運営の改善に関する意見書について



第一号様式 (第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

2018年 1月 21日

千葉県情報公開推進会議

会長 様

郵便番号 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted]

連絡先電話番号 担当者名 [Redacted]

- 千葉県情報公開条例第27条の2第2項
- 千葉県議会公開条例第28条の2第2項の規定により、次のとおり情報公開制度の運営の改善に関する意見を述べます。

| | |
|-------|--------|
| 意見の内容 | 別紙のとおり |
|-------|--------|

(FAX)



沖縄県東村高江周辺への千葉県警察機動隊の派遣について
行政文書開示請求に対する不開示決定に関する意見書

<意見>

千葉県警察の沖縄県高江周辺への機動隊派遣については、県民の大きな関心事になっています。派遣の実態を明らかにするためにも、旅行命令締などの不開示決定、一部不開示決定を見直すよう、千葉県情報公開推進会議からもはたらきかけていただくようお願いいたします。

<理由>

1. 千葉県警察の沖縄県東村高江周辺への機動隊派遣

2016年7月以降、警視庁など沖縄県外の都府県警察から機動隊が沖縄県東村高江周辺の米軍北部訓練場周辺に派遣され、その中に、千葉県警察の機動隊も含まれていました。米軍北部訓練場でヘリコプターの離着陸場（ヘリパッド）を建設していた沖縄県防衛局が沖縄県警察本部に警備を要請し、沖縄県公安委員会が千葉県を含む各都府県の公安委員会に援助要請を行い、千葉県公安委員会が派遣を決めました。

2. 現場での機動隊員による暴力的な排除

現場ではヘリパッドの建設に反対する市民らが、憲法21条で保障された表現の自由に基づき、非暴力の抗議行動を行っていました。これに対し、機動隊員が、抗議する市民を暴力的に排除する、地域住民の生活道路となっている県道を封鎖し、地域住民、県職員や弁護士、マスコミの立ち入りまで制限し、排除する、執拗にビデオ撮影を行うなどの行為を行ったことが明らかになっています。

3. 機動隊員の行為の違法性が裁判でも認められた

このような機動隊員の行為は、憲法で保障された人権を侵害するものです。ヘリパッドの建設について、沖縄県民の多数が反対していることは公知の事実です。一方的に建設事業者である沖縄県防衛局の側に立つやり方は、「不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の下渉にわたる等その権限を乱用することがあつてはならない」とする警察法第二条2項の規定にも反するものです。

弁護上に対する附め置きとビデオ撮影については裁判で弁護士側が全面勝訴し、2018年1月16日に那覇地裁が下した判決は、警察の行為が違法であったと認めています。

4. 情報公開請求の趣旨

私たちは、千葉県民として、千葉県警察から派遣された機動隊員が、このような不当な行為に関与していたのか、派遣の判断が適正であったか、県費の支出が適正であったかを明らかにしたいと考え、派遣の経緯や判断、現場での活動実態、支出の実態について、千葉県情報公開条例に

に基づき、2017年 月 日付で、 より開示請求を行いました。

5. 開示結果はほとんどが不開示

請求の結果、 月 日に開示を受けましたが、そのほとんどが不開示であり、派遣の状況や決定の経緯、そして県費の支出に関する情報も開示されませんでした。不開示の理由として挙げられたのは、「これを公にすれば、警察の対処能力が明らかとなり、不法行為を敢行しようとする勢力がこれに応じた対抗措置を講ずることになるなど、今後の整備警察活動に支障を及ぼすおそれがあるため」というものでした。これは、現地で抗議行動を行う市民を、一方的に犯罪者と決めつけるものであり、到底受け入れることはできません。

6. 旅行命令簿の全面不開示は不当

一例を挙げると、今回請求した中には、旅行命令簿が含まれます。この開示により、派遣において、県費が何にどのように使われたのかが明らかになることが期待されました。個人名等についてはマスキングをすれば済むことです。しかし、結果は全面不開示でした。追加書の写真を送付します。

同時期に開示請求が行われた熊本県への派遣については、旅行命令簿が全面開示されています。そのうち一部を送付しました。なぜ熊本県への派遣は全面開示で、沖縄県への派遣は全面不開示なのでしょう。全く理解できません。これが開示されたところで、警察の対処能力が明らかになるのでしょうか。不開示理由には、県費の支出については含まれていません。部分開示すら行わないというのはどういうことでしょうか。全面不開示は不当としか言いようがありません。

連絡先

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成30年4月25日

千葉県情報公開推進会議

会長

様

郵便番号

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

千葉県情報公開条例第27条の2第2項

千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容

私は、千葉県個人情報保護条例に基づく請求及びその請求に対する処分に対する審査請求を重ねてきた者である。

その活動をしてきたうちに、千葉県個人情報保護条例に基づく請求及びその請求に対する処分に対する審査請求に関する実施機関の対応にも、種々の苦情や意見を抱いているが、貴会議に対しては、千葉県個人情報保護条例に基づくものについては苦情申出や制度運営改善の意見も出すことができないとされてしまっている。

現在、千葉県情報公開条例及び千葉県議会情報公開条例に基づくものに限定されているのである。

しかし、送付すべき書類の著しい送付の遅れなど、情報公開に係る対応については、苦情として貴会議にて処理されてきたものの、千葉県個人情報保護条例に基づく同様の送付すべき書類の著しい送付の遅れなどについては、貴審議会の処理の対象にされていないことから、不適切な対応が数多く放置され、適切な救済が得られずにいる。たとえば、審第214号—1及び2の弁明書やその送付等についてである。

制度運営改善の意見についても同様である。

したがって、貴審議会の権限には、千葉県個人情報保護条例に基づくものについての苦情申出や制度運営改善の意見に対応することを追加すべきである。

このような改善をすることこそ、千葉県個人情報保護条例1条、3条の規定、同条例全体の精神、千葉県情報公開条例前文、1条、3条の規定、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条の規定、同条例全体の精神にも合致するものと言うべきである。以上

(郵送)



第50条 苦情の処理

第50条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

【趣旨】

実施機関が行う個人情報の取扱いに関する各種の苦情の申出があった場合における実施機関の責務について定めたものである。

苦情の申出は、自己の情報の取扱いに関する苦情、制度の運用に関する苦情等広く実施機関が行う個人情報の取扱い全般について行うことができるものであり、実施機関は、苦情の申出があったときは、適切かつ迅速に処理すべき責務を負うものである。

【参考】

知事が取り扱う個人情報の保護に関する事務取扱要綱第7

するとともに、当該開示請求者以外のものに対し、開示を実施する旨を個人情報の開示に係る通知書（規則第10号様式）により通知する。

(4) その他

個人情報の開示に係る通知書（規則第10号様式）の記載に当たっては、次の点に留意する。

ア 本文中、二段書上段の「第26条第3項」を抹消する。

イ 「開示される個人情報に含まれている 情報の内容」欄には、決定を受けて、開示する個人情報の内容を記載する。

ウ 「開示決定に係る年月日等」欄には、当初の開示決定に係る年月日等と併せて、決定に係る年月日等を記載する。

エ 「開示決定をした理由」欄には、開示決定を受けて、開示される理由を記載する。

オ 教示部分を抹消する。

第7 知事が行う個人情報の取扱いに関する苦情の処理

1 苦情の受付場所

条例第50条の規定により実施機関が処理することとなる個人情報の取扱いに関する苦情は、担当課（所）又は総合窓口で受け付けるものとする。

(1) 担当課（所）で受け付けた場合

ア 苦情の内容を十分に聴取し、苦情処理・苦情相談記録票（別記第6号様式）を作成する。

なお、必要に応じ、苦情申出者に資料の提出又は説明を求める。

イ 苦情処理・苦情相談記録票を保管し、その写しを総合窓口へ送付する。

(2) 総合窓口で受け付けた場合

苦情の内容を十分に聴取し、苦情処理・苦情相談記録票を作成するとともに、苦情処理・苦情相談記録票を担当課（所）へ送付し、その写しを保管する。

なお、必要に応じ、苦情申出者に資料の提出又は説明を求める。

2 苦情申出に対する対応

(1) 担当課（所）は、苦情申出があったときは、関係書類の確認、関係者への事情聴取等の方法により、苦情に係る個人情報の取扱いの事実関係を把握し、苦情申出者に対し、苦情相談に係る処理を文書で回答する等適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(2) 担当課（所）は、苦情申出に対する対応を苦情処理・苦情相談記録票に記録し、保存するとともに、その写しを総合窓口へ送付する。

第8 審議会への諮問等

1 審議会への諮問事項

知事から審議会へ諮問を要する事項は、次の通りである。

| 審議会への諮問事項 | 条例の該当条項 |
|------------------------------------|-----------|
| 収集を制限する個人情報についての諮問 | 第8条第2項 |
| 収集を制限する個人情報の収集についての諮問 | 第8条第2項第3号 |
| 本人収集の例外についての諮問 | 第8条第3項第6号 |
| 目的外利用・提供についての諮問 | 第10条第5号 |
| オンライン結合についての諮問 | 第11条第3項 |
| 開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等への審査請求についての諮問 | 第47条第1項 |

別紙
第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

平成30年4月27日

千葉県情報公開推進会議
会長

様

郵便番号 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]
連絡先電話番号 [REDACTED]

担当者名
(法人その他の団体の場合に記載してください。)

☑千葉県情報公開条例第27条の2第2項
☑千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

| | |
|-------|--|
| 意見の内容 | <p>現在、郵送費用については、ゆうパックの場合、切手での納入が認められていない。</p> <p>しかし、ゆうパックは、郵便局において、切手で料金を支払うことができる。</p> <p>さらに、現金でゆうパックの料金を納入する場合、現金書留とせざるを得ず、切手で納入する場合と比較して手数料が高額とならざるを得ない。</p> <p>したがって、ゆうパックの場合でも切手により郵送費用を納付することを認めるべきである。</p> <p>このような改善を行うことこそが、千葉県情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神、千葉県議会情報公開条例前文、1条、3条、同条例全体の精神に合致するものと言うべきである。</p> <p>以上以下余白</p> |
|-------|--|



平成30年9月5日

〇〇株式会社 様

行政文書等の写し等の交付については、御希望により郵送で行いますので、下記の書類等を提出の上、写し等の交付費用を事前に納入してください。

折り返し、行政文書等の写し等及び領収証書を郵送いたします。

記

1 提出書類

・写し等の交付申請書(申請年月日、住所、氏名等をご記入ください。)

2 費用

| | | |
|-----------|--------------------|-----------|
| ・写し等の交付費用 | 40円 (CD-R: 1枚) | *切手での納入不可 |
| ・郵送費用 | 140円 (定形外: 100g以内) | |
| 費用合計 | 180円 | |

費用合計は、定額小為替(郵便為替)、又は現金書留により、納入をお願いします。
おつりが生じる場合は、切手でお返しします。

- ※ 定額小為替郵便為替・現金書留は、郵便局での手続きが必要となります。
詳しくは郵便局にお問い合わせください。
- ※ 定額小為替証書にある「指定受取人おなまえ」の欄は、無記名のままで御郵送ください。
- ※ 郵送費用のみ、現金・定額小為替郵便為替の代わりに切手での納入も可能ですが、ゆうパックやレターパック等の費用の場合は、切手での納入はできませんのでご注意ください。

【あて先・お問い合わせ先】
〒260-8667
千葉市中央区市場町1番1号
千葉県庁南庁舎1階
千葉県総務部審査情報課
相談調整班 和田
TEL 043-223-4629

平成30年10月31日

〇〇株式会社 様

行政文書等の写し等の交付については、御希望により郵送で行いますので、下記の書類等を提出の上、写し等の交付費用を事前に納入してください。
折り返し、行政文書等の写し等及び領収証書を郵送いたします。

記

1 提出書類

- ・写し等の交付申請書(申請年月日、住所、氏名等をご記入ください。)

2 費用

| | | |
|-----------|-------------------|-----------|
| ・写し等の交付費用 | 40円 (CD-R:1枚) | *切手での納入不可 |
| ・郵送費用 | 140円 (定形外:100g以内) | |
| 費用合計 | 180円 | |

費用合計は、定額小為替(郵便為替)、又は現金書留により、納入をお願いします。
おつりが生じる場合は、切手でお返しします。

- ※ 定額小為替郵便為替・現金書留は、郵便局での手続きが必要となります。
詳しくは郵便局にお問い合わせください。
- ※ 定額小為替証書にある「指定受取人おなまえ」の欄は、無記名のままで御郵送ください。
- ※ 郵送費用のみ、現金・定額小為替郵便為替の代わりに切手での納入も可能ですが、レターパックの費用の場合は、切手での納入はできませんのでご注意ください。

【あて先・お問い合わせ先】

〒260-8667
千葉市中央区市場町1番1号
千葉県庁南庁舎1階
千葉県総務部審査情報課
相談調整班 〇〇
TEL 043-223-4629

